

●●区自主防災組織 防災マニュアル

この防災マニュアルは、災害発生時に被害を最小限に抑え、自分たちの生命と財産を守っていくために策定されたものです。

「●●区自主防災組織」とは、災害に対して●●区全体で力を発揮し、住民による組織的な防災活動を行うために結成された組織のことです。

災害が発生したとき、市役所や消防本部などの防災関係機関は全力をあげて防災活動を行います。しかし、大地震の発生など、発生の予測が困難で、しかも被害が広い範囲におよぶ災害の場合には、さまざまな悪条件が重なって、防災関係機関の活動は非常に困難になります。

大地震発生時に予想される事態

- ①広い範囲で電話が不通となり、防災関係機関への連絡が遅れる。
- ②地震直後から各地で同時多発的に火災が発生するため、消防力が分散される。
- ③道路や橋梁が被害を受けたり、家屋やブロック塀が倒れたりして、あちこちで道路が不通になり、消火、救援などの緊急車輛の到着が遅れる。
- ④消火栓への水道管が破損し、消火活動に使えない。
- ⑤負傷者が続出し、病院に搬送・収容しきれない。

そんなとき自主防災組織の活動が重要です・・・

このような状況のとき、被害を抑えるためには、住民自らが、日常からの備えを含めて、災害発生の初期段階から継続的に適切な防災活動を行うことが重要といえます。また、大災害に対処していくにあたって、住民が個々に行動していたのでは大きな力にはなりません。住民が組織的に活動することによって、被害の拡大防止に大きな効果が発揮できます。

被害とは・・・

地震等の災害が発生した場合に想定される被害として

- ・人命の損失
- ・負傷
- ・家屋の損壊
- ・家具等財産の損傷

等が挙げられます。災害発生時にはこれらの被害を最小限に食い止めなければなりません。そこで●●区自主防災組織では、

- 情報班(情報の収集・伝達)
- 消火班(消火器等による初期消火)
- 救出・救護班(負傷者の救出・救護)
- 避難誘導班(住民の避難誘導)
- 給食・給水班(炊き出し等給食・給水)
- 災害時要援護者支援班(災害時要援護者への支援)

を組織し、平常時は地域住民の防災意識を高めるための啓発や、災害時に備えた防災訓練等を行うものとし、災害発生時には当マニュアルに従い迅速に行動するものとし、

平常時の活動

災害が発生したときに、自主防災組織の活動を安全かつ効果的に実行していくためには、日常から、組織の構成員一人ひとりが災害や防災に関して正しい知識や技能を習得し、万全の備えを行っておくことが重要です。

1) 地域情報の把握

自主防災組織の現状把握

自主防災組織では、「組織内にどのような人がいるのか」「特に介護を必要とする人はどこに何人いるのか」「災害時に活用できる人はいるのか」などを把握しておく必要があります。これらの情報は、台帳で整備しておく、いざというときに役立ちます。

①自主防災組織台帳

組織の世帯数、役員、防災訓練・座談会・講演会等の実施状況や災害危険箇所、避難場所および防災資機材の保有状況など、自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておきます。

②世帯台帳（防災用）

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難所での人員確認やケガ人が出た場合の血液型の確認などに活用します。

③人材台帳

災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能をもった人材をまとめておく台帳です。災害発生時に状況に適した人を即座に協力要請できるように整備します。

④要介護者台帳

自主防災組織内で介護が必要な人はどこにいるのかを把握するための台帳で、避難誘導の際や避難場所での対応に役立てるものです。この台帳の作成にあたっては、地区の民生委員児童委員の協力も仰いで作成します。

また、プライバシーに関わる事項を多分に含んでいることから、その保管にあたっては、●●公民館金庫内に厳重に保管するものとします。

防災マップをつくる

自分たちが住んでいる地区の避難場所や災害危険箇所などをすべての住民が認知していることは、災害発生時に的確な行動をとるために重要です。災害が発生した時に必要となる情報をあらかじめ想定し、取りまとめて「防災マップ」を作成します。

防災マップに掲載する内容

<防災施設>

- 指定避難所
- 準指定避難所
- 広域避難地
- 防災倉庫
- 防災連絡所
- 公衆電話
- 消火栓
- 街頭消火器
- 貯水槽
- 飲用井戸
- 消防署など防災関係機関

<危険物・箇所>

- がけ崩れの危険箇所
- 地すべりの危険区域
- 土砂災害の危険箇所
- 氾濫の危険箇所
- 工場・倉庫・ガソリンスタンドなどの危険物取扱施設
- 自動販売機・ブロック塀・石塀（倒壊の危険性）
- ビル街のガラス窓
- 屋外広告など落下物危険箇所

2) 防災知識の普及啓発

防災広報誌の発行

過去に発生した災害の記録や防災知識に関する情報を広報紙に掲載したり、独自にチラシ・パンフレットなどを作成して、各戸に配布します。地域住民に過去の例から災害による被害等について学んでもらい、普段から各自で気をつけてもらいます。

防災講演会の開催や参加呼びかけ

自主防災組織独自に防災に関する講演会を開催したり、地区のお年寄りから災害の体験談を聞く機会を設けることにより、防災に対する意識や理解を深められるようにします。また、市や消防機関などが開催する防災講演会に参加するよう呼びかけます。

防災知識の普及・啓発活動のポイント

- ①防災に関する知識の普及・啓発は単発的、一時的ではなく、何度も繰り返して行うことが重要です。
- ②一般的な防災知識以外にも、地区独特の問題を周知し、個々の認識を高めることが大切です。（地区内の災害危険箇所の把握、消防水利の位置確認など）
- ③役割分担や活動内容について十分に周知することにより、災害に対する協力体制を組み立て、住民みんなが主役であると認識してもらいます。

火気使用設備器具などの点検と出火防止

大きな災害が発生した場合、被害発生や拡大の要因となるものは、日常から十分点検し、取り扱いについて十分周知しておく必要があります。

- ①火災予防運動などの機会に便乗して、防災意識の向上に努めます。
- ②日常から消火資機材などを点検しておきます。
- ③災害時にも使用可能な消防水利の位置を把握しておきます。

- ④火を使う設備器具（ガスコンロ、ストーブなど）について、自主防災組織として「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう呼びかけます。
- ⑤可燃性の危険物（石油、食用油、各種スプレーなど）は地震のゆれによって漏れだし、火災の発生や拡大の要因となることがあります。住民が所有する危険物の管理状況を点検し、安全に保管するよう呼びかけます。

普及啓発には、地域住民の意識の高揚が最大の目的となります。「点検しておいてください」「見ておいてください」では、啓発したことにはなりません。一斉に点検したり、チェックしたりして、広めようとしたことがちゃんと広まっているか、確認することも重要です。

3) 防災資機材等の備蓄と点検

災害が発生したとき、自主防災組織が十分に機能を発揮するために、平常時からそれぞれの役割に必要な資機材を準備しておく必要があります。

●●区自主防災組織資機材

情報連絡用

電池メガホン、トランシーバー、トランジスターラジオ

初期消火用

消火器、バケツ、砂袋、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース、防火衣、ヘルメット、とび口

水防用

救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋

救出用

バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、ヘルメット

救護用

担架、救急セット、テント、簡易トイレ、毛布、シート

避難用

強カライト、標旗、ロープ、メガホン、警笛

給食給水用

釜、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ

その他

資機材保管庫、リヤカー、発電機、照明機、ビニールシート

※資機材はいつでも確実に利用できるように、毎月15日を「点検の日」を決めて、定期的・計画的に整備・点検を行います。

4) 防災訓練の実施

災害が発生しても、それに柔軟に対応していくためには、日頃から活動指針に基づいて防災訓練を行い、非常時の活動の要領を習得しておく必要があります。また、住民各自が災害発生を想定した行動を考え、実際に動いてみるのも効果的です。災害が発生したとき、各自が持っている知識が確実に実行に移せるように、繰り返し防災訓練を行うことによって実践的な行動を身につけます。

部分訓練

いざというときに動力ポンプ、消火器、ろ水器、無線通信機器、担架、組立水槽等の防災資機材が有効に使えるように、これら資機材の知識と使用方法に関する訓練をします。

個別訓練

情報連絡訓練〔情報収集訓練〕

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集するための訓練をします。

防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する訓練をします。なお、情報の収集、伝達手段として無線を活用する場合は、混信を起こさないよう指揮者（班長）の通信統制に従う無線機の運用訓練も行います。

消火訓練

木材やオイルパン等を使用して燃焼実験をし、消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ等により消火するほか消火資機材の使用方法及び消火技術を習得する訓練をします。

なお、火災危険から身を守る方法等にも留意します。

避難訓練

各個人としては避難時の携行品チェック、服装、懐中電灯、ロープ等の装備について見直しを行います。

自主防災組織としては避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全に避難できるように訓練します。

救出救護訓練

倒壊した家屋に閉じ込められた人の救出要領や、はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用

資機材の使用方法を確認する訓練をします。負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等についても習得します。

給食給水訓練

炊き出し、ろ水器の使用等限られた資機材を有効に活用して食料や水を確保する方法、技術を習得する訓練をします。なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意します。

総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班がそれぞれ適切効果的に有機的な防災活動を行えるよう行います。

体験イベント型訓練

防災と直接関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の習熟や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行います。

図上訓練

災害図上訓練を、ボランティア団体等と共同実施し、実際の災害活動にそなえるために行います。

防災訓練のポイント

- ①知識や技術を正しく習得するために、また、危険防止のためにも消防機関等の指導を受けます。
- ②部分訓練は短い時間、狭い場所、少ない人数でも実施できます。実施しやすい訓練を頻度に行い、年に数回個別訓練、総合訓練を実施することによって、組織として連携を図っていくことが効果的です。
- ③被災状況を具体的に想定し、実践的な応用力を養えるように工夫します。
- ④訓練終了後には必ず反省会を行い、今後に向けて必要な改善を行います。訓練をすることが成果ではなく、訓練から学ぶことが成果と捉えます。
- ⑤市あるいは消防機関が主催する総合防災訓練に参加します。
- ⑥住民が寄り集まる機会を利用して、短い時間でもできる防災訓練も共同実施します。
- ⑦地区内の事業所など自衛消防隊、近接する自主防災組織とも共同して防災訓練を計画するのも効果的です。
- ⑧中学生や高校生、大学生、単身生活者など、日頃あまり近所付き合いがない人たちも、いざというときには大きな力となります。このような人たちにも参加してもらえような日時、広報、訓練内容を検討します。

5) 災害時要援護者支援のための取り組み

災害時要援護者とは

お年寄りや乳幼児、妊産婦、障害者、傷病者、外国人など、災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活の確保などの点において弱い立場に立たざるを得ない方々を「災害時要援護者」といいます。

地区に住むすべての人々が安心、安全に暮らせるまちをめざして、住民が協力しあえる環境をつくり、災害時要援護者に積極的な支援を行います。

災害時要援護者支援のための活動

災害時要援護者とのつきあい

災害が発生した場合に、災害時要援護者を適切に避難させるには、日頃から親しく交流を持ち、個人個人の状況を理解しておく必要があります。

避難経路での障害物の有無や、車椅子での通行の可否など、障害等のない方では気づきにくい点をいっしょに確認したり、家具転倒防止策の手助けなどを通じて、日常からコミュニケーションを図っておきます。

地区内での支援体制づくり

災害が発生した場合の救出・救援や情報の伝達、避難誘導、避難所での身の回りの世話などについて、災害時要援護者の個々に応じた支援方法を平常時の活動の中であらかじめ具体的に決めておくことが大切です。

避難誘導・避難所での支援

災害が発生した場合、まずは災害時要援護者の安否確認を行い、場合によっては集団避難に向けた協力体制が必要になります。避難所生活においては、災害時要援護者が安心して生活できる居住スペースを確保したり、安全な移動経路や介護スペースの確保、支援物資の優先配布、災害時要援護者に必要な生活・医療・福祉情報を提供するなど、細やかな心配りが必要です。

支援するときの注意点

- ①常に相手の立場に立ち、相手を尊重して接しましょう。
- ②話しかけたり、相談したり、相手の問いかけに耳を傾けましょう。
- ③支援を通じて知りえた秘密は厳守しなければなりません。

- ④支援に最も必要な信頼関係は、継続することから生まれます。
- ⑤支援を受ける人の行動や領域を尊重し、プライバシーを保護することも重要な仕事です。

災害時要援護者の皆さんには、どんな訓練が・・・

大規模地震が発生した際には、障害のお持ちの皆さんの中には避難場所まで避難できないと感じている人が多いようです。移動に不自由が伴う皆さんにとって、災害時の移動には計り知れない困難が伴うものと推測されます。近隣の協力体制を充実させ、「避難できない」といった不安感を解消することが大切です。それには、地域にお住まいの皆さんや医療救護・福祉ボランティア団体等に参加・協力をもとめ、社会福祉協議会などにも依頼するなどし、障害のない方と、避難経路を実際に歩き、詳しい周囲の状況や道路状況を直接歩きながら伝えてもらったり、危険箇所を発見することなどが、災害時要援護者の皆さんには、必要ではないかと思われます。

また、安全に避難するためには、どの程度の時間が必要なのか確認しておくことも大切です。

災害時の活動

1) 情報収集・伝達活動

大規模な災害が発生する可能性がある場合や現に災害が発生した場合などに、的確な予防、応急対策を実施するためには、正確な情報の収集や伝達が非常に重要です。災害が発生した場合には、うわさなどにより混乱が生じ、二次的な被害を出すおそれもあることから、それらを防ぐためにはどうすればいいのかを考えておく必要があります。

情報班の活動

地区のきめ細かい情報を収集し伝達するルートを確認するため、情報班は、伝達・収集の各担当者を中心として、次のような活動を行います。

- ①災害が発生しそうなき、または発生したら、いち早く地区内の被害状況および必要な情報を収集し、各担当責任者へ通報します。
- ②情報班の担当責任者は、班員や住民からの通報を整理し、防災関係機関へ報告するとともに、各対策班の集結、避難命令の伝達など適切な指示を行います。
- ③災害が発生したり、大がかりな人命救助が必要な場合、緊急で防災関係機関に通報します。平常時から、伝命の派遣など、電話が不通の時の通報方法について決めておきます。

2) 出火防止、初期消火活動

出火防止の呼びかけ

大きな地震が発生したときなどには、火災の発生を防ぐため、近隣所で声をかけあって出火防止に努めます。

- ①使用しているガス器具、石油ストーブ、電気ストーブなどは、すぐに消火する。
 - ②ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜き、ブレーカーを落とす。
- また、これらのことを災害時に呼びかけていくのが消火班です。

初期消火の重要性

大地震が発生したときには、家屋が倒壊して消防車や救急車などの緊急車両が通行できなくなったり、火災が同時に多発したり、消火栓が使用不能になったりして、消防機関の活動は通常の火災のときよりも大幅に制限されます。地区内で火災が発生した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火活動にあたることで、被害を最小限にとどめるためきわめて重要になります。

消火班の活動

- ①大地震が発生した場合、消火班員は、自宅の出火防止措置と家族の安全を確保したうえで、できるだけ早く消防ポンプの格納庫に集まります。
- ②地区内で火災が発生しているという通報があった場合は、最低限必要な班員がそろいしだい出動し、近隣の住民の応援を得ながら消火活動にあたります。
- ③放水は原則として屋外で行い、建物内には立ち入らないようにします。
- ④火の手が大きくなり、組織の消火器具では対応が困難となった場合には、活動を中断し、消防機関の到着を待ちます。また、できる範囲で延焼防止策を講じます。いずれにしても無理は禁物です。
- ⑤消防機関が到着したら、その指示に従い協力して消火活動にあたります。
- ⑥二次災害防止のため、必ず長靴とヘルメットは着用することとします。

関係機関との協調

どの程度の火災までを初期消火活動で対応するのか、消防団や消防機関と繰り返し協議し、講習をうけておくことが必要です。

3) 救出・救護活動

大規模な災害が発生した場合、出動した緊急車両も思わぬアクシデントに巻き込まれて思うように動けなくなる可能性があります。このようなとき、救出・救護班を中心に、自分たちの地区で出た生き埋め者や負傷者を、自分たちの手で救出・救護する必要があります。

救出・救護班の活動

救出活動における注意点

- ①大がかりな救出作業が必要な場合には、近隣の人たちの応援を受けながら、資機材を有効に活用して救出活動を行います。
- ②状況を見極めて、二次災害の発生防止に努めます。
- ③倒壊物の下敷きになった人を救出する場合、同時に火災が発生しているときには、消火班とも連携して火災を制圧しつつ、救出活動にあたります。
- ④消防機関などの専門家が到着すれば、その指示に従い協力します。
- ⑤装備は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯、厚底の靴などとします。

救護活動における注意点

- ①日頃から、市や消防機関、日赤などが主催する救護活動の講習会に参加し、応急手当用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法などの救護要領について習熟しておきます。
- ②地区内で負傷者が出た場合、できる範囲で応急手当を行い、自主防災組織では対応しきれない重傷者などだけを選別して、救護所、医療機関へ搬送します。

4) 避難誘導活動

大規模な災害が発生した場合や甚大な被害が発生するおそれがある場合、市から危険区域の住民に対し、必要に応じて避難勧告または指示が出ることになっていますが、災害の種類によっては、勧告または指示が遅れたり、出たとしても住民への伝達が困難となる事態も予想されるので、危険が迫ったとき、危険を感じたときには、自主防災組織として自主的に判断して避難することが必要な場合もあります。このため、避難誘導の責任者は、公共機関やラジオ放送が発する情報に注意するとともに、次のような点に配慮し、安全な避難誘導を行います。

避難誘導班の活動

- ①公共機関やラジオ放送を通じて得られた避難に関する情報を正確、迅速に把握し、これを組織内の住民に速やかに伝達します。
- ②あらかじめ避難誘導の責任者を決めておき、その人の指示に従って全員がまとまって避難するようにします。
- ③避難誘導の責任者は、情報班の情報などをもとに、予定避難地、避難路の状況を確認し、安全な避難経路を選定する必要があります。
- ④自分たちの地区の住民が誘導員を見間違えないようにするため、避難誘導班員は目印となるものを目立つように携帯します。
- ⑤あらかじめ地域内の災害時要援護者の所在を確認しておき、近隣の人の応援を受けながら、担架輸送などにより、全員が安全に避難できるようにします。

5) 避難所運営活動

避難所での共同生活は、災害時要援護者だけでなく、健康な人にとっても大きな負担を強いられるものです。避難所が開設されると施設管理者や市の担当職員などを中心に避難所運営本部が設置されますが、自主防災組織からも本部に担当者を派遣することにより、より過ごしやすい避難所運営を行っていく必要があります。

避難所運営班の活動

- ①避難所開設が決まったら、施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げて、避難所の自主的な運営を行います。
- ②食料、物資、水などが公平に行き渡るようにします。
- ③避難者名簿を作成します。
- ④仮設トイレ、ゴミ置場など、衛生面の管理をします。
- ⑤避難所における情報の収集、整理を行い、放送や掲示板によって伝達すると同時に、災害時要援護者にも内容が伝わるよう努めます。
- ⑥高齢者や障害者など、災害時要援護者ほど生活の維持が困難になることから、特にこれらの人を優先してものごとを進めます。
- ⑦避難者にいろいろな係りを分担することにより、共同生活を行っているという認識を持たせます。

6) 給食・給水活動

大きな地震が発生した場合には、停電や断水、ガスの供給が長時間にわたって停止することが予想されます。また、食料や飲料水、生活用水も不足しがちとなります。これに対処するためには、各家庭で数日間生活できる程度の飲食物などを備蓄するように呼びかけるとともに、自主防災組織として次のような点に注意し、必要な準備をしておきます。

物資備蓄における注意点

- ①共同備蓄倉庫などを設置し、食料品、ろ水器、食器、釜、鍋、燃料などを備蓄しておきます。
- ②地区内にある井戸、水槽、池、プールなどを把握しておき、いざというときに飲料水、生活用水として活用できるようにしておきます。
- ③食料品などの救護物資の配給計画をあらかじめ策定しておき、整然と平等に配布できるようにしておきます。

給食・給水班の活動

- ①給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行います。
- ②自主防災組織による独自の物資(食品、飲料水、生活必需物資)の調達と被災者への配給を行います。
- ③不足物資を把握し、市や支援団体に供給の要請を行います。
- ④救援物資の受け入れと被災者への配給を行います。
- ⑤炊き出しを実施します。

7) 災害時要援護者支援活動

「災害時要援護者」とは、お年寄りや乳幼児、障害者、傷病者、外国人など、災害に対して弱い立場にある人たちのことをいいますが、透析患者など外見では判断できない障害を持つ人もおり、その障害の内容や程度についてもかなりの個人差があります。日頃からその災害時要援護者を知っている近隣住民などで個々に対応していくとともに、災害弱者各人の要望を親身になって聞くことが望まれます。

「災害時要援護者は地域で守る」を基本理念に、プライバシーの確保に留意しながら、災害応急対策を推進することが重要です。

災害時要援護者班の活動

災害時要援護者に対する支援は、災害時要援護者支援班や民生委員児童委員を中心に、地域住民の理解と協力を得て活動を展開していく必要があります。

- ①災害発生時に災害時要援護者の安否確認や救出・救護、避難誘導を行います。
- ②避難所の災害時要援護者や在宅の災害時要援護者に対して支援活動を行います。
- ③地区内の被災状況を把握し、応援要請や被災状況の連絡を行います。